

中野区教育委員会会議録 平成22年第8回定例会

○開会日 平成22年3月5日（金曜日）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時01分

○閉 会 午前11時22分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員長職務代理	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（6名）

教育委員会事務局次長	教育長事務取扱
参事（教育経営担当）	合 川 昭
副参事（学校再編担当）	吉 村 恒 治
副参事（学校教育担当）	寺 嶋 誠一郎
指導室長	喜 名 朝 博
副参事（生涯学習担当）	飯 塚 太 郎
中央図書館長（統括）	小谷松 弘 市

○担当書記

教育経営分野	落 合 麻理子
教育経営分野	上 田 仁

○会議録署名委員

委員長

大 島 やよい

委 員

飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 5人

[議決案件]

日程第1 第9号議案 平成22年度使用教科用図書の採択について

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 2 / 1 9 東京都小学校特別活動研究会研究発表大会について
- ・ 2 / 1 9 中野区立第十中学校における性教育講演会について
- ・ 2 / 2 0 日本医師会学校医研修会について
- ・ 2 / 2 1 日本医師会母子保健講習会について
- ・ 2 / 2 4 東京都医師会学校医研修会について
- ・ 2 / 2 6 全国小学校道徳教育研究会第32回研究発表大会について
- ・ 3 / 4 東京大学教育学部附属中等教育学校研修会について
- ・ 2 / 1 9 ~ 2 / 2 3 中野区議会第1回定例会一般質問について
- ・ 2 / 2 6 ~ 3 / 3 中野区議会第1回定例会予算特別委員会総括質疑について
- ・ 区立小学校教諭の不祥事について

(2) 事務局報告事項

- ①野方小学校・丸山小学校・沼袋小学校統合委員会の検討状況について（学校再編担当）
- ②区立小学校球技開放の日時の拡大について（学校教育担当）
- ③図書館サービスの充実について（中央図書館）
- ④その他
  - ・ 区立小学校教員の服務事故について（指導室長）

中野区 教育委員会  
第8回定例会  
(平成22年3月5日)

午前10時01分開会

大島委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<日程第1>

大島委員長

日程第1、第9号議案「平成22年度主要教科用図書の採択について」を上程いたします。

では、議案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第9号議案でございます。平成22年度に使用いたします教科用図書の採択についてということでございます。

裏面をご覧いただきたいと思います。前々回もございましたが、特別支援学級で使用いたします教科用図書につきましては一般図書を使っている場合がございます。その中で、夏に採択をいただいたものの中で、版が変わると新装改訂版というような形になるというものが2冊ございました。また、新たに出てまいりました、この「新・学研の英語ずかん4巻 おもしろかいわひとくち表現集」、同じく「新・学研の英語ずかん5巻 おもしろかいわ場面別表現集」、内容については大きく変わっているものではございませんが、シリーズ化をきちっとしたというような変更点がございますので、この2冊についてのご採択をお願いしたいと思います。

以上でございます。

大島委員長

では、これにつきまして何かご発言、質問等ございますでしょうか。

これは中学校用のということですか。

指導室長

中学校用でございます。

大島委員長

はい、どうぞ、山田委員。

山田委員

今回採択に載っていますのは第4巻、5巻ですが、1、2、3巻というのは発刊されていないのでしょうか。

指導室長

発刊されているようでございますが、今回学校がそれを選んでいなかったということでございます。

大島委員長

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、なければ質疑を終結いたします。

では、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第9号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

大島委員長

それでは、全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査は終了いたしました。

<委員長、委員、教育長報告事項>

大島委員長

次に、報告事項に移ります。初めに、委員長、委員、教育長報告です。

では、私からですか。

私は、先週の2月26日は議会の関係がありまして教育委員会は閉会となったわけですが、ちょうどその日に全国小学校道徳教育研究会という研究発表大会が鷺宮小学校において行われましたので、私も午前中だけですが参加させていただきました。これは、全国という名前がついているとおり、全国の小学校の先生方が鷺宮小学校にお見えになるということで、大変多くの先生方がお見えになっていまして、初めに公開授業がありまして、それから場所を移して研究発表という形なんですけど、この公開授業は1年生から6年生まで各クラスでそれぞれ違った内容で授業が行われましたが、たくさんの先生方がお見えになっていて、中にはもう教室に入りきれない、廊下で覗いているというような状況もあつたりしましたので非常に盛況でございました。

内容もちろん低学年から高学年までいろいろなテーマがありますけれども、例えばお母さんが自分を守ろうとしてけがをしたんだという、そういう思い出を聞いて、家族が自分を守ってくれているということを実感したので、お母さん、家族に感謝の手紙を書こうというような2年生の授業とか、それから、あと、安全な生活をしようということで、交通ルールを守って無茶な横断をしたりしないようにというような、そういうテーマのものだったり、あとは、6年生ぐらいになりますと、社会との関係ということで、重油で汚れた浜辺を掃除したボランティアの活動などをテーマにして、社会のために役立つ喜びというようなことをテーマにされておりました。

それで、特に心に残ったのは、校長先生のお話を伺いますと、その授業で使っている教材を先生方が非常に力を入れて準備をされたということで、そのあらわれとして、1年生で使った「きいろいベンチ」というものなんですけれども、これは要するにみんなで使う公園のベンチなんだけれども、子どもが自分の遊びの都合で靴のまま上に乗っちゃってそのベンチが汚れちゃったと。そのために後から来た子どもの洋服が汚れちゃったというふうな、そういうことはいけないよねというような道徳心の授業だったんですけれども、ベンチを実際に先生がおつくりになって、ペンキを塗って黄色くしてというようなこととか、あと、砲丸投げをつくる職人さんの話が別の授業であるんですけれども、その砲丸をわざわざ先生が実物を購入されて具体的にイメージがわくようにというようなことだったりとか、すごく先生方も力が入って準備をされたようです。

そんな大変各クラスいい指導だったんですけれども、その後での研究発表の場所を体育館に移してされたということなんですけれども、本当に全国からたくさんいらしてくれて、やっぱり学校でやる道徳の授業というのは大事なものだから、みんなで頑張ってやっというふうな雰囲気が進められていました。

学校で道徳の授業ということでやっている内容は、友達とか他人のことを思いやろうとか、自分を育ててくれた家族とか周りの人に感謝しようとか、社会、要するに我々は一人では生きていけなくてだれかとかかわって生きているわけですから、広く言えば社会の中で生きているということになるんでしょうけれども、そういう中での自分のできることをやって社会のために少しでも役に立つように、ほかの人も大事にしながらみんなと協調してやっていくとか、いろんな普遍的なことを人間としての当然のマナー、そのようなことを教えることで、すごくいいことをやっているなど思っております。

そんなことで楽しく行ってまいりました。

私からの報告は以上です。

では、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私は19日金曜日、東京都の小学校の特別活動、ふだん特活と呼んでいる分野の研究をやっている会に行きました。特活って何やっているんでしょうという、聞きなれない言葉だと思う方がいらっしゃるかなと思うんですけども、子供たちの活動といいますと学級会活動とか児童会、中学校は生徒会といいますけれども、あるいはクラブ活動とか、いろいろな行事がありますね、そういうのをひっくるめて特別活動と。

だから、先生方の実施の方法はいろんな児童会の方法であったり、学級会活動であったりということですけども、子どもたちに体験的といいますか、あるいは実践的なそういうものを通して子どもの、大きくいえば生きる力なのかもしれませんけれども、集団の中でみんなと協力をして生きる力といったほうがいいんでしょうね。

それを、ただ行事やりますよとか、クラブ活動やりますよじゃなく、学校で教育という場面でやりますので、いかに計画的、あるいは組織的に目標を持つ日常生活としてやるかということで、教科とは違う教科部会には入っているんですけども、教科と言っていいのか、特別活動という分野の研究発表でした。

参加者も余り多くなかったんですけども、東京都全体としてはいろんな実践が出て参考になるかなと思います。

以上です。

大島委員長

では、高木委員、お願いします。

高木委員

私も2月26日金曜日、委員長と同じ全国小学校道徳教育研究会に参加しました。午前中だけでございます。鷺宮小学校で公開授業が2校時の2点、あと、開会式と研究発表の午前中の部1個だけ見させていただきました。

委員長が報告されたように、全国から500人以上ですか、体育館がスーツ姿の方でいっぱいになるような形で満員でしたので、各公開授業もほとんど入れない、授業自体はすごくよかったと思うんですが、余りよく見られなかったもので、研究主題が「命の大切さを自覚し、よりよい生き方を目指す児童の育成」です。小学生の場合、やはり何で人間に生まれてきたのかとか、そういうことを難しいなと思うんですが、やっぱりこれは触れざるを

得ないですね。もしかすると、外国だとこれは家庭の仕事であったり宗教の仕事であったりするのかもしれませんが、低学年からこれにきちっとやはり向き合うということは必要なのかなと。

主題としては、年間の計画の中でやはり最初にまず命の大切さというのを認識させて、そこからどういうふうには生きていくんだろうという形をとるんでしょうけれども、当日1コマの授業では、半分ぐらいが主に低学年が命の大切さを認識するということと、あと、よりよく生きるということに分かれていたと。それぞれの主題の切り方ですとか、あるいは子どもたちへの教え方は非常に遠巻きにでしたけれども、よかったですと思います。

研究発表会ですが、残念ながら少ししか見られませんでした。

私からは以上です。

大島委員長

山田委員、お願いいたします。

山田委員

幾つかございますが、18日の休憩が終わった後でございますけれども、区立第十中学校に招かれまして、2年生、40名を対象に性教育の講演会をしましてまいりました。毎年、十中にはお招きをいただきますので、2年生といつもお話をしているんですけども、今年は特に前回の委員会でお話しましたように子宮頸がんの原因がわかったということと、それに対してワクチンができたということも少し、初めてがんの原因がわかったんだよということと、それがワクチンで予防できるというお話をいたしました。

その中で、保護者の方もお見えになったんですけども、私のような現場のドクターから性教育の話を聞けるということについて子どもたちは非常にそれはいい、幸せじゃないかというコメントをいただいて、私もうれしく思いました。

これからも機会があれば、そういったことで子供たちと一緒に勉強していきたいと思っています。

2月20日、21日は、毎年この時期は、日本医師会で土曜に全国の学校医の研修会、それから21日は母子保健といたしまして、産婦人科、小児科のドクターの研修会、これが2日間にわたって行われておりますので、両方ともに出席をいたしました。

20日の学校医の研修会は、主には、今度は、この4月から学校保健安全法になりましたこともあり、僕は午後のシンポジウムしか聞けなかったんですけども、犯罪被害から子どもを守るということでシンポジウムが行われました。

それは警視庁の方からは、いかに子どもが犯罪に巻き込まれているかということで、例えば中野区でも中野スクールサポーターの存在というのはどういうことをやっているのか、それが学校と警察とを結ぶ役割、または地域とのかなめになっているというようなことをご紹介ございました。

続いては、警視庁の方からは、性犯罪の実際とその対応というお話がございました。やはり性犯罪、問題なのは立件されない性犯罪ですね。届けられない性犯罪、だれにも言えないまま時効が成立するような性犯罪。これがいかに多いのかというお話がありました。

性犯罪の定義は、他者の意に反して性行為を強要することとあるので、そういうことで資料をまとめたということです。

また、最近では、家の中での性的虐待がふえているということも非常に憂慮しなければいけないということです。

いろいろとこういった被害者を結ぶネットワーク化が進んでおりまして、たしか中野区も窓口があって自治体の中ではいち早く中野区が、犯罪被害者の窓口がこの庁内に設置されているという、その紹介もなされましたので、これからもハードルを低くしてそういった被害を受けた方が通報できるようなシステムをつくっていかなくちゃいけないんじゃないかということをおっしゃってございました。

それから、薬物乱用の話がありまして、最近の芸能界における大麻、MDMA、この辺がどうもトレンドとして入り込んでしまっているというように、特に日本に麻薬が忍び寄っているという事実が非常に心配だという話をされていました。

最後は、先生方、記憶に新しいと思いますけれども、大阪教育大学附属池田小学校の校長がセーフスクールへの道ということで、あの事故があった以後、池田小としてはどのような取り組みをしてきたかということで、今はすごいですね。全く変わってしまっていて、前あった校舎が全く別につくられている。それから、正門には警備員が必ずいるとか、子どもたちは中に入るのにGPSに管理されているんです。上履きの中にはマイクロセンサーが入っていて、この子どもがどこにいるか全部わかるんです。それぐらいやっていますけれども、1年生でどこかに逃げちゃったらどうなるのかなと。それを、じゃだれが見てどういうふうに判断するのかという、それが実は大変なんだと。

いわゆるIT化の中での異常なセーフティなんですけれども、すごい学校ができ上がったなというふうに思っておりますが、すべての学校がこういうわけにはいかないと思うんですけれども、そんな中で子どもたちには危険を回避するために人の目が多いこと、人の

温かい気持ちを感じる、また、私たちはあらゆる場所で、施設だけではなくて多くの人に守られているんだということ、施設にかかわる人の目があるんだよということをもみんなに教えているということでした。

ただ、私も後で、先生のような小学校はいろんな地区から来るんですけども、学校外のセーフティはどのようになっていますかと質問しました。なかなかそれは難しいとおっしゃいました。結局、いろいろなおけいこ事があったときにその場合にはどうされていますかと。あるところまではGPSで行くんですけども、ある範囲を超えるとそれはもう自己管理でしかない。それがこれからの子どもたちのセーフティの課題になるかなというお話をされていました。

これが、学校医の研修会です。

21日は朝から母子保健講習会がありまして、今回は、1つは現代における子どもの貧困。いろんなところで子どもの貧困というのは言われておりますけれども、やはり日本は今貧困率が非常に高くなっている。特に、ほかの国から比べますと、いわゆる手取り所得というんですかね、給料から税金を引いて社会保障を加えてプラス社会保障給付金を加えてもその可処分所得というんですけれども、それが非常に低いんだということでした。やはり、その基準として年間で300万以下の年収、親子2人で180万円、親子3人で220万円とか、そういったことで、これが一つの、生活保護の基準は月15万円ということですから、それ以下の家庭もある。

やはりどんどん二極化しているということがあって、今後もどのような形でこの貧困に対して取り組むかということで、今度の子ども手当のことについても現金給付なのか、ほかの現物にするほうがいいのかというお話がありました。

その次の先生のお話は、東大を出て総合研究大学院の教授の方が、「人はどこへ向かうのか」。この先生、東大をお出になってすぐタンザニアのチンパンジーと暮らして15年ということですから人類学が専門なんです。非常に面白い方でした。

例えば人の進化の話の中で、人というのはホモサピエンスが200万年前に出現して、約200万年前に森から出てきて人になったんだけど、200万年前から出たこの種族が少しずつ進化しながらですけども人になって、紀元前のところから農耕民族を始めたときたかだか500万だったものが現在63億人もいます。進化をしない種族でこんなにふえた種族はない。何で絶滅しなかったんだろうという、そんな視点なんです。そういったことをおっしゃっていました。

人というものの成功の秘訣は、他者の心を読み、思いを同じくして概念を共有し共同作業に当たる。これがチンパンジーと違うと。なかなか難しい話ですけれども。こんなことなんです。

例えばかわいい犬がいる。親と子どもがその犬を見る。そうすると、ちっちゃい子どもはわんちゃんを見て「かわいいね、このわんちゃん」、「人懐こいね」とか、お母さんは、「ああ、このわんちゃん、何てかわいいんだろう」と言った瞬間に、子どもと親には双方向の理解が働くんだそうです。それが、ですから、次に言葉であらわすときに、それを見てもうある程度の情報が入っているので、きちんとコミュニケーションがとれる。これが人間そのもの。

ところが、この先生がおっしゃっているのは、あるお母さんがつぶやいたそうです。「この子どもはまだ言葉がしゃべれないんだから、あなた、話しかけても無駄よ」と言うお母さんがいらっしゃる。そうすると、育てられた子どもは、人にはならないですよ。人間にはそれだけの情報がきちんと入っているんだから、話せないということじゃなくて、それが人として育っていく重大なことなんだから、今の日本は大丈夫ですかというような話がありました。

そういったことで、実はチンパンジーもいろいろな訓練をすれば話せるんじゃないかということですが、チンパンジーが話せるのは95%要求なんです。おなかがすいたから、これをしたらか出てくるとかということはわかるんですが、それ以上のことはできない。だから、要求だけしかできないということは、それは言葉を使っているとは違うんじゃないかという話でした。

最後に、非常にショックなんですけれども、人間の種族は、特に女性の話なんですけれども、普通は授乳して離乳が始まったら次の子どもが育つ、産めるようになるんです。つまり、人間の場合には、離乳が終わっても、それから離乳食になって食べさせていく。要するに、すごく時間がかかる。でも、チンパンジーなどは離乳が終わったらもう次の子を宿している。ということは、チンパンジーは最後離乳が終わったときには命がないわけです。

要するに、次の世代を生んで少し育てられたら次の世代を育てていくような形態なんですけれども、人間はどうなんでしょう。非常に言い方は失礼なんですけれども、生殖しなくなったあとも、長く生きられる種族であると。だから、おばあちゃん仮説というのは大切であって、人が育ってきた過程の中には必ずおばあちゃんや姑さんや娘さんがい

て、これが家族を形成している。男はどちらかという外に出ていっちゃう、仕事しているばかりなので、男は社会の中で余り重要視されないというような話で、これが人間社会の大きな構築の話じゃないかということで、人類学の話ですね。

興味ありましたら、ぜひこの先生の本を読んで。大変非常におもしろく拝聴いたしました。

今回は妊娠から育児までの継続的支援ということでお話ありまして、私のほうから中野区医師会で取り組んでおります、子育て応援団の話を30分ほどシンポジウムの中でお話をさせていただきました。

あと、24日に東京都医師会び学校医の研修会で精神疾患の早期発見ということで、統合失調症にかかわるお話だったんですけれども、その中で1点気になりましたのは、どの国でも13歳あたりのところでいじめというのが一番多くなっていると。それがもとで不登校に。そのところのケアをしませんと、その子どもたちは就学ができないばかりか就労もできなくなってきて、そこで支援しないために就労ができないとそれは働けなくなるということですから税金が払えなくなる。これが国としては大きな損失ではないかという考えから、中学1年生ぐらいの13歳のところのこころのケアが一番大切なんだと。それに対して支援等教育的な配慮をしなきゃいけないということで、オーストラリアなどは指導要領と同じぐらいの重要性をもって精神保健を13歳から取り組んでいる。国家施策でやっているということで、日本は非常にその点遅れているんじゃないかというお話がございました。

あと最後に、昨日は東京大学中等教育学校の研修会がありましたので出席いたしました。その中で、あそこは1年生から6年生までありますけれども、2年生の子どもたちの足の状態の観察をしているんですね。最近では、いわゆる扁平足が多い。昔ですと、体育祭で登り棒、棒を登っていく競技ですけれども、あれが扁平足ではできないんですね。何がいけないんだろうということだったので、私が一つコメントしたのは、はだしになって遊ぶ機会がなくなったんじゃないかと。例えば公園に行くと砂場も多分今は、犬とか猫のふんが入らないようにブルーシートをかけたりしていますよね。それもそうですし、だから、素足で遊ぶことがないのが一つの特徴かなと思って、それが原因の一つかなというふうに考えます。

あともう一つは外反母趾がすごく多いですね。中学生で外反母趾になるとなかなか治らないんですね。小学校四、五年で治さないと治らないので、そういった意味で、これからは足のこと、運動靴ってはいていけばいいんじゃないかと、どんな運動をすればよくなるの

かということを少し勉強してもいいなと思いました。

長くなりましたが、私からは以上です。

大島委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

非常に申しわけないご報告をしなければいけないんですけれども、去る2月24日に区立小学校の教員によります、その当時の臨時教員に対してわいせつ行為を行った8月にあった事件なんですけれども、それが今になって発覚したというようなことで、詳細については指導室長のほうからご報告をさせていただきますけれども、非常に長い期間にわたってその事実がなかなか教育委員会としても承知できなかったことと、教育委員会として承知した時点でも都教委が対応しているということで、教育委員会を初め関係機関にご報告ができずにおりましたこと、本当におわび申し上げたいと思います。

この件につきましては、今、都教委のほうで処分について調査をしているということで、処分結果が明らかになりましたら、教育委員会としてもきちっと今回の件のことを検証して、いろんな対策を講じていきたいというふうに思っております。本当に申しわけありませんでした。

それから、今2月17日から第1回定例会が開かれております。第1回定例会は毎年予算の審議をしていただく委員会ということで、予算特別委員会が現在設置されている状況です。この中で、2月19日、22日、23日に一般質問が行われました。最近、区議会で一般質問とか総括質疑は大勢の方が質問されまして、一般質問は17の方が質問されました。このうち7の方が教育委員会にかかわる質問をされております。

詳細については、委員の方には質問事項等についてはご配付させていただいておりますが、中でも大きな課題となっておりますのが、これからの中野の教育検討会議が今報告書を調整しておりますが、終了したということで、それを踏まえて学校再編の計画をどのように教育委員会としてつくっていくのか、今後の中期、後期の計画をつくっていくのかというようなご質問が平山議員、それから岩永議員からございました。

これにつきましては、今、調整中ということもありますので、これを踏まえて22年度来年度に教育委員会として検討していくというご回答しか今はできないんですけれども、都教委で発表しまして、一定人数規模で小一、中一プロブレムに対応するということで、いろいろ加配があります。そうすると、クラス数もふえるんじゃないかということで、それ

に対応する再編計画にするべきではないかというようなご質問もございました。

それから、26日、3月1日、2日、3日で予算特別委員会の総括質疑がありました。これも20人の議員さんが質問をされて、9人の方が教育委員会にかかわる質問がありました。

この中では、予算で発表しております特別支援学級の連合宿泊行事に対して何で廃止をしたのかというようなこととか、それから、なかなか丁寧に保護者の方に説明ができていないのではないかというようなご質問がありました。

私どもとしましては、予算という形で出てしまったということではあるんですけども、いろんな体験の機会を特別支援の必要なお子さんにしてもらいたいということでは、普通学級との交流でありますとかさまざまな工夫をしながら体験の機会をふやしていくということはしていきたいんですけども、連合という行事については大人数になるということによって、教育委員会としても安全の管理でありますとかそうした体制がなかなかとりにくいんだというようなご説明をしました。

議員の方からは、教育委員会の趣旨もわかるので、通常級のお子さんとの交流でありますとかさまざまな体験の機会については、介助員の派遣であるとかそうした教育委員会としての支援もきちっとしてほしいというようなご要望もいただいているところです。

私のほうからは以上です。

大島委員長

それでは、ただいまの各委員からの報告につきましての質問、ご発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

私個人としては今の人類学のお話、大変興味深く拝聴いたしましたので、ちょっとまた今後もう少し触れてみたいなという感想でございます。

そのほかに。よろしいでしょうか。

<事務局報告事項>

大島委員長

それでは、事務局報告に移ります。

では初めに、「野方小学校・丸山小学校・沼袋小学校統合委員会の検討状況について」の報告をお願いします。

副参事（学校再編担当）

平成23年4月の統合新校開校に向け設置されてございます、野方小学校・丸山小学校・沼袋小学校統合委員会の検討状況についてご報告させていただきます。

まず、野方小学校・沼袋小学校統合委員会でございますけれども、2点意見を取りまとめいただきました。

まず、校舎等施設の改修工事でございますけれども、一応要望等といたしましてこちらで掲げさせていただいています洋式トイレの増設、作業所、リサイクル物品庫の設置、工事時期の前倒しの検討という形でご要望の取りまとめをいただいております。

次に、校名候補でございますけれども、こちらについては校名候補、中野区立平和の森小学校ということで取りまとめをいただきました。こちらの選定理由でございますけれども、統合する野方小学校と沼袋小学校のほぼ中間地点に「平和の森公園」がございます。こちらの地域や子どもたちにとって愛着のある名称を校名に使用することで、統合新校が地域に愛され、地域とともに発展していくことにつながるというようなことが主な選定の理由でございました。

次に、丸山小学校・沼袋小学校統合委員会でございます。こちらについても2点、改修工事等の要望の取りまとめをいただきました。

裏面でございます。こちら先ほどの統合委員会と同じように洋式トイレの増設を含めた改修、工事時期の前倒しの検討等の意見を取りまとめいただきました。

次に、校名候補でございますけれども、こちらについては中野区立緑野小学校ということで取りまとめをいただきました。選定の理由でございますが、「緑」は新緑や若葉などの成長をイメージさせ、「野」という字は広々とした地という意味があることから、子どもたちに広い心を持って伸び伸びと育ててもらいたいという願いを込めたというようなことが、選定をした理由ということで、こちらに挙げさせていただいております。

検討状況については以上でございますけれども、特に緑野小学校の校名につきましては、統合委員会での選定過程で中学校と同じ名前になっていることについては一貫校を想定しているかのような印象になるなどのご意見をいただきました。

しかし、区では現在小中学校の連携を進めているところでございますけれども、一貫教育校設置については今後この教育委員会の場で検討を進めていくものでございまして、今回の統合委員会では真に子どもたちにとって喜ばれ、新しい学校にふさわしい校名は何かという観点で議論をしていただくように私どものほうから助言をさせていただいたところでございます。

さらに、緑野中学校へ進学する児童につきましては、この新校名だけでなく、北原小学校、啓明小学校、さらに今回同じ時期に新校となります、先ほどご報告させていただいた

仮称平和の森小学校の児童がおりまして、こうした子どもたちは肩身が狭くなるんじゃないかというような意見がございました。

これらの意見につきましては、ほかの区では小中学校が同じ校名で違う小学校から就学しているところも多く、その児童に対するケアも特段なかったが、特に問題にもなっていないなかった、あるいは今後は新校をよい学校にしていくことで、そういったことを払拭し、みんなで小学校と中学校を盛り上げていくことが重要だとの、ほかの委員の方の意見等々があり、全員一致で選定されたことをご報告させていただきます。

今後、校名を含む中野区立学校の設置及び廃止についての議案の協議を行っていただきまして、第2回区議会定例会で議決を予定させていただいているところでございます。

報告については、以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの報告につきまして、ご質問、ご発言ありましたらお願いいたします。

どうぞ、高木委員。

高木委員

野方小学校・沼袋小学校の統合委員会の中で作業所、リサイクル物品庫の設置というのがちょっとわからないんですが、説明いただけますでしょうか。

大島委員長

どうぞ、学校再編担当。

副参事（学校再編担当）

こちらにつきましては、校舎のちょうどバス通り沿いに作業所、あるいは清掃物を置くようなスペースがございます。こちらについて統合新校に伴う施設改修に当たってスペースの確保は非常に難しいというようなところで、体育館側に一部移動して設置することができないかというようなご意見がございました。こちらのご意見をこちらに載せさせていただいた表現が、作業所、リサイクル物品庫の設置ということになってございます。

大島委員長

作業所というとどんな作業なんですかね。ごみを取りまとめたりとかでしょうか。

副参事（学校再編担当）

校務主事等がいろいろな物品を置きながら作業をさせていただいているところ、あるいは委員長おっしゃったような清掃物を一時置いておくとか、そういった作業所ということなんです。

大島委員長

はい、どうぞ、山田委員。

山田委員

トイレの件なんですけれども、これから中野区としては和式と洋式とどんなバランスで行くのかという、大きなところでの何か予定とか構成とかはありますか。

大島委員長

はい、どうぞ、学校再編担当。

副参事（学校再編担当）

現在、小学校全体につきましては、洋式トイレの占有率というものがございまして、ちなみに35.4%でございます。そして、先ほど申し上げました野方小につきましては、現在54.3%、丸山小につきましては41.8%ということで、私ども区といたしましては老朽トイレの改修に当たっては平成20年度でございますけれども、女子トイレも男子トイレ並みに50%の洋式化がされるようにというような方向性で、改修に当たっては洋式化を進めてきたところでございます。

ちなみに、女子トイレは総数が多いので、やはり男子トイレに比べて非常に占有率が低いというような実態もございまして、ちなみに今申し上げた野方小につきましても女子については46.9%の割合で洋式が占有されているんですが、男子については71.4%というふうに、総数がかなり倍近く女子のトイレが多いので、洋式トイレ化が非常におくれているというような現状を踏まえまして、今回区としては洋式化を進めています。さらに、今回の統合に合わせてさらに洋式の占有率を高めていくというような形で進めさせていただいております。

大島委員長

将来的に全部100%を目指すというような、何かそういうことは決まっているんでしょうか。その辺は、あるいは別に未定なんでしょうか。

どうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

基本的には洋式トイレにしたいなというふうに思っているんですが、今、児童・生徒の中でも和式じゃないとできないというような児童・生徒もいるというようなお話もあります。基本的には、将来的な方向性としては洋式トイレに全部かえていきたいなというふうには思っています。一斉にかえられないので、こういった再編ですとか、あるいは耐震工

事ですとか、そういった場面をとらえて洋式化をしていきたいというふうに思っています。

大島委員長

はい、どうぞ、山田委員。

山田委員

軽井沢とか常葉はどうなっているんですか。

副参事（学校教育担当）

たしか和式だったと思います。

山田委員

その辺ですよ。だから、子どもたちにとって委員長おっしゃるように全部洋式という考えもあるかもしれないけれども、外へ出ていくと和式ってあるので、和式を見た瞬間に子どもたちはどうしたらいいかわからない点もあるんですけれども、実際に子どもたちに使わせるようなところが和式ということになっていると、それはどうかなという。

大島委員長

はい、どうぞ、高木委員。

高木委員

私の子どもが幼稚園に通うときに幼稚園から言われたのが、おトイレが和式なので訓練をしてきてくださいと言われたんです。それだけ洋式が普及しているんです。じゃ、私の家も当然洋式ですからどうしようと。ないんですよ。どうしたかという、公園ぐらいしか和式が今ないので、公園のトイレに何回か連れて行って練習しましたけれども。

あと、私ども短期大学で新校舎を建てる、あるいは校舎を改築するときにトイレをどうするのかというのは結構やっぱり業者さんと詰めました。結論的に言うと、1つのトイレに3つとか4つとかありますよね。1個だけ和式。先ほど指摘があったように、潔癖症で洋式どうしても嫌と言う人が男子でも女子でもいるんですよ。なので、ただ、これは短期大学生を想定しているのも、また小学生、中学生は違うと思うんですけれども、やっぱりゼロというのはどうかなと。そうすると、1個だけある和式のトイレを探して延々と旅をするような形になるので、そこら辺もこれから校舎を、統合新校以外でも建てかえる時期というのが何年か後に来ると思うので、そこも大きく教育委員会あるいは区として検討するときに、トイレ問題の研究をやっていただいて、方向性をちょっと出していただけると。

大島委員長

はい、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

今のご意見を踏まえて考えていきたいなというふうに思います。

大島委員長

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

今の方向でいいと思うんですけれども、子どもを育てる環境として和式は必要だろうと思います。なぜかというと、公園とかでもたくさんまだあると思うし、これだけグローバル化、国際化していても東南アジアとかに行くとそういうトイレはいっぱいあるわけですよ。和式みたいなのが。水が缶詰の空き缶か何かにちょっと置いてあるぐらいの。そういうことだってあるわけです。あるいは、いつ地震、災害があつて簡易トイレを使えというふうになるかわからない。そういうふうなことを考えるとやっぱり1つぐらい残しておいて使える環境にしておいた方がいいと思います。そこまで指導するのがいいのかわからないけれども。とにかくそういうものは私は必要だと思うんですよ。全部きれいにし、何でもかんでもお湯が出てきてって、それは教育的にどうかなというふうに思います。

大島委員長

トイレの問題、非常に大事な問題だと思いますので、いずれにしましてもこの学校だけでなく、今後も議論をして、どういう方向がいいのかももう少し考えたいと思っております。

それ以外のことではよろしいでしょうか。

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

校名のところで、緑野小学校、これはわかりました。緑と森をテーマにしたと。緑野小学校のほうは校地に樹木と花が多いと書いてありますけれども、平和の森のほうは何か「森」という名前を使うので、統合委員会からそれにふさわしい何か希望は出ているのでしょうか。トイレの話とか作業所の話がある程度したいというのはあるけれども、植樹とか、環境について森らしくという要望が出ているのかどうか。

大島委員長

はい、どうぞ、学校再編担当。

副参事（学校再編担当）

この校名を決める際には、特に森ということ意識した校舎内での環境の整備というようなお話は具体的にはございませんでした。今後、もう1年間、校名あるいはその後に校

章、校旗の検討の流れの中でそういったご意見もまた出る可能性がございますので、そういった意見については私ども教育委員会としても酌み取っていきたいなというふうに考えてございます。

大島委員長

ほかにもございますでしょうか。

それでは、次の報告、「区立小学校球技開放の日時の拡大について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

お手元の資料をご覧ください。区立小学校球技開放の拡大ということで、現在、区立小学校校庭で学校開放で球技開放事業をしています。それを拡大するというものです。

内容といたしましては、現行、そこにごございますとおり、日曜日、祝日、第1・第3土曜日のおおむね午前中に球技開放をしているところを、それに第2土曜日の午前中も加えようというものでございます。

それは、従来、第2土曜日の午前中は個人利用の遊び場開放ということだったんですが、それを団体利用による球技開放に振り替えるというものでございます。

理由といたしましては、第2・第4の遊び場の利用状況を見ますと、大体1校当たり一日10人未満で、さらにそれもこの3年間で30%近く減っていると。他方、従前の団体利用のサッカーとか野球の協力者数は3年間で20%ぐらい増えて需要が高まっていると。さらに、今、芝生化とか耐震工事の影響で使える場所も制限されているというところから、遊び場開放となっている枠の一つを、月に半日であります。できる限り回すことによって、子どもたちの校庭利用のバランスをとって体力向上を図っていこうというような取り組みでございます。

なお、これに関連して遊び場開放運営協議会という校長、教頭の代表からなる遊び場開放についての運営の変更に関する協議会があるんですが、その了承、及び校長会の了承はいただいているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの報告につきまして、ご質問、ご発言ありますでしょうか。

はい、どうぞ、高木委員。

高木委員

私の子どもも1年生ですけれども土曜日はサッカーをやっている、そのほかの子どもはやはり小学校でやっている野球だったりサッカーだったりというので、そういう機会が、中野区は公園が少ないですから増えることはいいことだと思うんですが、もうちょっと方向として土曜日の活用というのが都教委からの話で出ていて、22年度に関してはもう各学校が教育課程を組んでいて、今、あの発表の段階で組みかえて土曜日授業とかというのも難しいと思うんですが、教育委員会としても土曜日の学校開放というのは進めるべきだと思うんですね。

さらに、23年度以降になりますと、改めて、もう着手はされていると思うんですが、どういうふうにこの土曜日を活用していくのかということが出てきている。結果として、第2土曜日がフリーなのはそこだけ。もちろん、学校行事があれば空けていただくことになると思うんですけれども、そういう状況を踏まえて各団体のほうに説明される場合は、学校の行事が入る場合は優先ですと、毎回説明されていると思うんですけれども、やっぱり使っている方はサッカーしたいからとか既得権というのがあるので、それをよくご説明いただきたいのと、あと、場合によっては、23年度以降、また戻ってしまうということもあるよということを説明しないといけないのかなと思うんですがいかがでしょう。

大島委員長

はい、どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

おっしゃるとおり、いろいろ活用とかさまざまあります。

これまでも行事とかあった場合、行事優先、学校開放という制度自体が学校の利用事業とか教育に支障ない限りにおいて開放という大前提がございますので、その辺は従来も徹底しているところでありますが、より徹底していきたい。

戻すというのは、その第2だけの話なんですけれども、第1、第2、第3についても今後の方向によって変更があるということも十分利用団体の方には情報提供していきたいということでございます。

大島委員長

はい、どうぞ、高木委員。

高木委員

できるだけフリーハンドにしておきたいという思いはあるんです。ただ、一方で、子どもたちが外で運動する機会というのはこういうところしかないのかなと。やはり、教育委

員会のいろんな報告を聞いても二極化しているなど。うちも小学校1年生の男の子は外で遊ぶのが好きで、サッカーが雨が降ってできないと残念がったりするんですけども、上の子はずっと家で本を読んでいて、外に行けと言っても行かない。

それがいいか悪いかは別として、そういう機会は確保していく必要があると思うんですが、やはり今後、22年度はもう進められていると思うんですが、土曜日の活用って、場合によっては校庭はこういった形でお貸ししておきながら、教室の中で例えば授業的なものがあるというのは、物理的には可能なんですか。あるいはそういった例があるんでしょうか。

指導室長

土曜日の使い方については、原則、もう学校教育法で土曜日はお休みでございます。今回の都教委の通知については、土曜日に授業をすることも月2日までなら認めましょうと。これは週学校5日制の趣旨にのっとりという意味でありますので、定期的はどこか、例えば第2土曜日だけを毎週授業するとかという発想ではございませんので、ただ、そういうことも今後増えていくことは予想されます。

そういう中で、学校の行事は優先していただくのが原則でありますけれども、ただ、おっしゃるように、実は、この開放だけではなくて、特に中学校なんかは部活動とか対外的な試合の問題とかいろんなことが出てまいりますので、大きく調整を図っていかないといけないものだろうなというふうに思っています。

大島委員長

それでは、よろしいでしょうか。

どうぞ、山田委員。

山田委員

今、中野区、体力向上ということでいろんな取り組みをして少しずつ効果が上がっていると思うんですけども、お願いしたいのは、学校の中だけでなく区内のいろんなところで運動できるような施設、それはやっぱり一番のかなめはもしかしたら公園なんですよね。公園にはなぜボールを持ち込んだりサッカーをしてはいけないという表示がたくさんあるんですけども、それをもう一度教育委員が発信して、本当にそれでいいのかどうか。もう一度見つめ直す時期が来ているんじゃないかだと思います。

そういうことで、少しでも前進できれば、家庭に向けて、近くにいろんな遊び場があるじゃないですか。お父さん、お母さん、時間があいたときはどうぞ子どもを連れて一緒に

遊びましょうというキャッチフレーズをつくっていかないと、学校だけで頑張っても限界があると思うので、ぜひそういった転用をしていったほうがいいんじゃないかなと思います。

大島委員長

では、そういうことも踏まえて、また検討をお願いします。

では、次の報告です。「図書館サービスの充実について」の報告をお願いします。

中央図書館長（統括）

それでは、図書館サービスの充実につきまして報告をさせていただきたいと思います。

昨年10月に策定いたしました図書館の新しいあり方を推進するため、来月4月1日から4種類の新しい図書館サービスの新設、並びに拡充をやりたいと考えております。

まず、第1点目ですが、地域図書館の開館時間の延長。現在、7館ございます各地域図書館、現在午前9時から7時までの開館時間になっておりますけれども、特に要望の強い夕方以降の時間ということで30分、30分でございますけれども、開館時間を4月1日から延長したいということで準備を進めてございます。

それから、2点目ですが、有料宅配サービスの新設ということで、これは全く新しいサービスでありますけれども、利用者の自宅または職場に予約された図書を直接宅配業者によりましてお届けするというサービスを開始したいと思っております。貸出期間につきましては、通常図書館で直接借りますと14日間ですが、往復の配信期間がございますので若干上乘せして16日間の貸出期間で始めたいと思っております。

ちなみに、この料金なんですけれども、一応予定しております料金といたしましては一配送、これは片道でございますけれども370円からということで、ただ、配送いたします図書の量、あるいは地域によりまして若干少しずつお値段が変わってまいります。この370円と申しますのは、都内で大体単行本が五、六冊ぐらい入るぐらいが大体370円と。現在、図書館で10冊まで貸し出しをしておりますので、10冊ぐらいまとめてお借りになって配送するということになりますと、単行本10冊ですと440円あるいは550円ぐらいかなというふうに予定しております。

それから、3番目ですが、在宅配送サービスの拡充ということで、現在、これは図書館に来館することができない障害者等に対しまして、希望する資料等を利用者の自宅まで無料でお届けしていることをやっております。

さらに、この4月1日から、その障がいのある方に加えまして身体的な理由により図書

館に来館することが困難な65歳以上の高齢者の方も、このサービスの対象に加えたいというふうに考えてございます。

それから、4番目ですが、録音図書貸出サービスの充実ということで、これは現在視覚等の障がいのある方に印刷資料を利用することが不可能または困難な方に、録音図書、テープまたはデイジー、デイジーと申しますのは国際規格にのっとったCDで、頭出しとかしおりの機能がついている、そういうものでございますけれども、その貸出サービスを行ってございます。

ただ、今回、この1月1日に著作権法が改正になりまして、公共図書館がこういった録音図書を提供する場合については、著作者の許諾を得ないで直接その録音図書として貸し出しが行えるようになりました。そうしたことから、現在、日本点字図書館、こちらで非常に多くのタイトルの録音図書をデジタル化したものを持ってございます。それで、この点字図書館のほうと連携をいたしまして、向こうにある物を私どものほうでダウンロードして、それを携帯用のプレーヤーあるいはCD、SDにダウンロードしたものをご利用する方に直接ご自宅までお届けするという、そういったサービスを開始したいと思っております。

そのほかに、またご利用資格に同じく今回著作権法の改正によりましてこれまで視覚障害のある方に限定されていたこういったサービスが、広く視覚障害者以外の障害者の方でも視覚による表現の認識が困難な方については、高齢者を含めサービスができるということになりましたので、あわせてその利用サービスの対象も広げたいというふうに思っております。

ちなみに、以上の4点のうち2番目の有料宅配サービスと、それから、4番目の録音図書の貸し出しのサービス、新たに拡充する部分でございますが、これにつきましては、23区、それから多摩の市町村も含めて、中野区で最初に取り組みを行うというようなサービスの拡充になってございます。

それから、この下に備考ということで書いてございますけれども、地域図書館の開館時間変更と、有料宅配サービスの貸出期間の特例、現在、14日間ということで規則を定めてございますが、特例で16日間を定めたいと思っておりますので、これにつきましては、できれば次回の定例会の折に規則の一部改正を提案させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの報告につきまして、何か質疑ございますでしょうか。

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

2番目の有料宅配サービスの件ですが、これは今片道で370円からとご説明があったと思うんですけども、返す時は自分で返すことになると思うんですけども、それはこの宅配業者というのは1社だけなのか、何社もあるのか、あるいは郵便局でもいいのか、その辺はどうなんでしょう。

大島委員長

はい、どうぞ、中央図書館長。

中央図書館長（統括）

この有料宅配サービスにつきましては、特定の業者と契約を結びまして、いろんな宅配業者がありますけれども、私どものほうでいろんな各社から条件等を聞きとりまして、一番有利といたしますかお値段とかサービスの内容とか、そういったものを比較検討して特定の事業者と契約を結びまして、その事業者を通してやるわけでございます。

それで、行きの場合には図書館から発送いたします。受け取りのときに利用者の方が、その宅配業者に直接代金を払うと。返却の場合につきましては、いついつ返却したいということで図書館のほうに電話で連絡いただければ、私どものほうから業者さんのほうに連絡して、何月何日にだれだれさんが返却したいので行ってくださいと。すると、業者さんが行きまして、専用の往復用の袋がありますので、その中に返却の本をまた入れまして、業者さんが来たときにもう片道分、返却分の料金を払って渡すというような、そういったシステムで運用したいと思います。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、山田委員。

山田委員

3番目の拡充する内容の中の利用資格者に、身体的な理由で来館が困難なということが書いてありますけれども、どのような基準で判定をだれがなさるか。

大島委員長

はい、どうぞ、中央図書館長。

中央図書館長（統括）

基本的には要介護1から5まですべての方。それをまず基本とします。そのほか、申し込み、これはサービスを利用する場合、事前に登録制になってございますので、登録をいただいたときにいろいろな身体的な条件、それを確認いたしました上で、登録名簿に載せて、後はその方から要求があったときには随時ご利用の資料をお届けすると。登録時に一応確認をさせていただきたいと思っております。

経常的に外出が困難ということの一つの前提に。例えば風邪を引いたから届けろとか、ちょっと足をくじいちゃったからというような、一時的な理由は除きまして、一応経常的に外出が非常に難しい、あるいはかなり困難を要するという判断を登録のときにさせていただきたいと思っております。

山田委員

多くあるのは、お年寄りの方で大腿骨頸部骨折をしてしまったけれども介護保険の要介護認定は受けられない場合などは、運用上どう判定するのでしょうか。

大島委員長

はい、どうぞ、中央図書館長。

中央図書館長（統括）

今、委員がおっしゃったような理由につきましては、今回の場合であれば基本的には対象になると思っております。十分、登録のときに直接ご本人というわけにはいかないでしょうけれども、恐らく家族の方がお見えになっていろいろお話を聞く中で、相手の方のそういう条件等を斟酌して登録の可否を決めたいと思っております。

大島委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項、そのほかにごございますでしょうか。

はい、どうぞ。

指導室長

それでは、先ほど教育長からお話のございました、区立小学校教員の服務事故についてご報告をいたします。報告に際しまして、学校名、個人名、そのほか個人情報につきましてはお伝えできないことをご了承いただきたいと思います。

それではまず、事故の経過でございますけれども、8月17日、区内の小学校教員42歳の男性でございますが、この者が同校のプール外部指導員27歳の女性を帰宅時に飲酒に誘っ

たということでございます。駅の近くで飲酒をした後、教員の自宅に誘ってそこでかなり飲酒をしたと。その際、下半身などをさわるといような不適切な行為があったということでございます。

翌日18日でございますが、この被害を受けた者が同校の教員に相談をする、また、その翌日には校長先生に少し相談をするなどということがございました。ただ、この方が採用試験を受けるということがございまして、採用試験に集中をしたいということ、それから、自分でも法律相談を受けてみるというようなお話がございまして、詳細については後でというよう話になっていた状況でございました。

教育委員会がこのことを認知いたしましたのは10月20日でございます、ご本人からセクハラの相談ということで区教委にご連絡がございました。その中でいろいろお話を聞いて、学校がわかってきたようなこともございまして、学校のほうに事実関係の確認をいたしました。そこで、事実であるというようことがわかりましたので、都教委のほうに第一報を入れたところでございます。

その後、学校での事情聴取、それから、区教育委員会での事情聴取をいたしました。それに基づきまして、東京都教育委員会に報告を挙げ、12月から1月にかけて東京都教育委員会での事情聴取がございました。

この後、3月には処分の発令が予定されているところでございます。

本人でございますけれども、これが発覚してから教壇には立たせていない状況でございまして、学校外で研修をさせているということでございます。

2つ目は、報道の経緯でございますが、この2月23日でございますが、産経新聞から、このようなことが起こっているということについて認知しているかということでございます。それについては認知をしているということ。何かコメントはないかということでございますが、それについては処分発令がおりてからというふうにお答えをしたところでございましたが、翌日あのような新聞記事が出たということでございます。その後、追加取材ということで6社ほど追加の取材がございました。翌日25日に朝日を除く東京、毎日、読売に報道されたということがございました。

教育委員会の対応といたしましては、この事件、事故が発覚して都教委に報告をし、その後、事情聴取等を重ねて報告書を挙げていたところでございました。また、この報道を受けてからは、26日でございますけれども、臨時の校長会を開催いたしまして、事故の経過についての報告、それから教育長、それから教育経営担当参事から連絡体制を含む点に

についても指導をしたところでございます。また、あわせて、サービスの徹底についての文書を発出をしているところでございます。

以上が経過というところでございますけれども、サービスにつきましては、毎月校長会等でサービスの徹底についてお願いをしておりました。また、年に2回のサービス事故の防止月間で研修を重ねてきたところでございますけれども、このような事態が発生したということを変に遺憾であるというふうに思います。また、徹底しなかったことについて申し訳なく思うところでございます。

先ほど教育長からもお話ございましたように、今後、サービスの徹底、信頼回復、再発防止に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

大島委員長

では、この報告につきましてご質問、ご発言願えますでしょうか。

はい、どうぞ、山田委員。

山田委員

サービス規程に違反した場合に学校の現場に情報が入ってからの、その後の通達といいますか、それが今回は非常に遅延していたと思うんですけれども、その辺はどのように徹底されるんでしょう。

大島委員長

はい、どうぞ。

指導室長

まず、今回、学校が認知してから区教委に対しての報告が遅くなった理由でございますけれども、ご本人が大きくしたくないというようなご意向があったということ、それから、学校としても女性で特にわいせつ行為というような問題もあったということ、また、刑事事件にはしたくないというようなこともあって、学校の中で何とか話をよく聞いて思っていたところだったようでございますけれども、その問題とは全く別にこのことを認知した時点で報告しなければいけないということについてはもう再度徹底をして、前回の臨時校長会でも徹底したところでございますけれども、一番の原因はここが大事な部分かなというふうに思っています。

大島委員長

そうしますと、学校が把握したのは8月には校長先生はわかっていたと。教育委員会が

初めてそれを知ったのはいつということでしたか。

指導室長

10月20日でございます。ですから、2カ月ぐらいたっていたということでもあります。

大島委員長

教員試験のことがあったというお話ですけれども、教員試験というのはいつ終わったんですか。

指導室長

8月に行われまして、その後2次試験等がございますので、この方は2次試験からということでしたので9月とかそのあたり。発表が10月以降というふうになってございます。

大島委員長

どうぞ。

山田委員

先ほど性犯罪の報告をしたんですけれども、同じようなケースだと。そうしても通報が遅れてしまっているんですね。通報する、したいんだけど、だれにどこに言ってよいのかがあって、そういったいろんな事情があるにせよ、やっぱり何か被害を受けた方がどこかの窓口で支援等を対応できるようなシステムをつくっていく必要がある。

1つには、出たのかもしれませんが、いろんな事情によりというのが、それは事情にはならないんじゃないのかなと。その後での、その受けた方の被害、心理的、身体的両方の面でのケア、そういった視点が抜けています。

大島委員長

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

1点は、やっぱり服務規程違反ということで少なくとも翌日に同僚なり校長なりには言っているわけですね。そこでどう判断されるか、それは教員試験を受ける、受けないに関係ないことだろうと思うんです。服務規程違反ということであれば。

もうちょっとほかの性質の違うことであればお互いに話し合うとか示談とか、いろいろな解決法があるかもしれないんですが、これがちょっと違うんだろうと思うんですけれども、だからこうして指導していくことになったし、都教委だけじゃなくて区としても。ですから、一番の問題はやっぱり学校の同僚も校長も含めての体制ですね。ここが非常に甘いんですね。こういうことに対して。これはもう本当にこのところが一番の問題だろうと

思うんですね。もっと早くわかればもっと早く対処ができたし、いい方法があったかもしれないけれども、つまり、こういうふうになってしまうと、当然といえば当然なのかもしれないんですが、マスコミに出るとか、あるいは保護者会で説明しなくちゃいけないとか、担任をどうするかとか、いろんな問題が出てくるわけですね。恐らく何かこううまくできればもうちょっと違う対応もできたのかなと思うので、第一報を受けたにもかかわらず、区教委まで届かなかったということが大問題であると思っています。

大島委員長

では、指導室長。

指導室長

ご指摘のとおりでございまして、まず組織として十分に機能していないこと、それから、校長も含めて危機意識が一人一人の教員にも足りないというところが原因でございまして、この辺も改めて徹底していきたいというふうに思っております。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

私どもの学校でも、いや、こういう例はないんですけれどもやっぱりセクシャルハラスメントですとかパワーハラスメント、非常にすごく気を使います。基本的にいじめと同じで本人がパワハラあるいはセクハラだと認識を持ったらそう扱うというのは今原則なんですよ。だから、この学校の校長先生なりがちょっと時代錯誤で、基本的に男性の先生というのが都採用だと思うんですが、この水泳の外部指導員の方というのは別に都採用じゃないですよ。その方が被害に遭ったという視点で動く。次に、何かあった場合は、子どもたちに一番の影響があるわけですから、この隠ぺいだと思われても仕方がないですよ。だから、こういうことがあった場合は、ほぼ同じだけの責任を管理者が負っていただきますよという説明をしないと、多分直らないと思います。

あと、一番心配なのは、この先生がどういう立場かわかりませんが、例えば担任であれば穴があいちゃいますし、専科であったとしてもその部分を今どういうふうに行っているのかということと、あと、保護者の方への説明がどういう段取りになっているのかご説明いただければ。

指導室長

保護者の説明につきましては、この報道では特定をされていませんが、担任をしております

ましたので担任をおろさせるところで臨時保護者会を開いて説明をしているところでございます。

大島委員長

はい、どうぞ高木委員。

高木委員

担任をしていたということは、既に教壇から外していたということですから、最初は経過説明をしないで外していたということなんでしょうか。

指導室長

詳細まではお伝えしておりませんでしたけれども、不適切な行為があったということについてはお伝えをしてあります。

大島委員長

私も同性の立場からしますと女性の尊厳を踏みにじるようなことをされたということが非常に憤りを覚えるということもあるんですけども、それとやっぱり、その女性の方はすごく悩まれたんだと思うんですよね。すぐにでも訴えたいやまれぬ思いがありながら、自分の将来のことを考えるとここで教員試験というものに差しさわってはいけないんじゃないかというようなことで、物すごいジレンマにあわれたんじゃないかと思って、その心情を考えると非常にかわいそうでならないということが一つと、同僚とか校長先生という方が何かやっぱり男性に対して甘いなという。同僚の方というのが男性か女性かわかりませんが、もう本当に高木委員が言われたように時代錯誤というか人権感覚がないとか、まあその先生自体が人間というものの尊厳に鈍感だということで、教員としてどうかというような感想を個人的には持っているわけですけども。

そういうことで、また、ともかく今後は教育委員会にすぐに情報が入るようなことも、これはもうぜひ徹底してやっていただきたいと思います。

はい、どうぞ、高木委員。

高木委員

この間の教育委員会も含めてこういったことの危機管理が足りなかったなと思いますので、現場の先生方に、校長先生に徹底することはもちろんですけども、例えばセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの窓口、区の、教育委員会の窓口、指導室になるかわかりませんが、そこをもう一つ明確に各学校の直接先生方とかこういった機会に周知するとか、それはもしかすると、場合によっては子どもたちも対象になるかもしれない、そ

ういったときに、もちろん各学校ごとにやっていただくんですが、バイパス的にここに相談に来なさいというようなところをやっぱり毎年毎年例えばチラシを配るとか、掲示するとか、そういうところはあると思うんです。そういうことを考えていただきたい。

大島委員長

はい、どうぞ、教育長。

教育長

委員の皆さんからいろいろご指摘いただいた点で本当に問題が山積していると思うんですけれども、特に今、学校の中は生徒や教員だけでなくさまざまな雇用形態の職員を採用してまして、通常の教員にはいろいろな窓口を紹介したり、あるいはサービスの順守を徹底したりというようなことがありますけれども、そうしたいろんな採用のされ方をしている方々にとっても、基本的にはその身分は区役所の職員だということもありますので、窓口の紹介ですとか相談のあり方とか、あるいはさまざまな情報の提供の仕方もいろいろ考えていくということ、きちんとしていかななくてはいけないなと思っています。

大島委員長

本当に、教育委員も人ごとのように言っているのではなくて、きちんと把握していなかったという点も含めまして、私たちも反省しなければいけないというふうに思っております。

では、ほかに報告事項はございますでしょうか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

大島委員長

それでは、以上で本日の日程をすべて終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第8回定例会を閉じます。

午前11時22分閉会